

TOKOWAKA-MIEオープンイノベーション推進事業運営業務委託 業務仕様書

1 委託業務の目的

アフターコロナを見据え、県内事業者のDXの実現を図るとともに、企業の新陳代謝とさらなる成長を促進して、三重県経済の発展につなげるために、本事業では、県内の事業者等が、自社が有しない先進的な技術を持つ県内外の事業者と連携して、AIやIoT等のデジタル技術を活用し、新たなビジネスモデルの創出や社会課題・地域課題の解決につなげることをめざす。

本業務委託は、本事業を事務局として運営する業務を委託するものである。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

TOKOWAKA-MIEオープンイノベーション推進事業運営業務委託

(2) 委託期間

契約締結日 から 令和5年3月24日（金）まで

(3) 委託業務の内容

受託者は、三重県（以下「委託者」という。）が以下に定める内容に基づき、定められた期日までに本件の業務を行うとともに、実績報告書を作成し納入しなければならない。

ア. 事業の全体調整

- ・ 事業目的の達成に向けて、事業プログラムや年間スケジュールの作成、業務全般の進捗管理
- ・ 県内企業が本事業に取り組んだと見込まれるビジネスモデルを想定した事業イメージの策定

イ. ホスト企業（※）の公募・選定

- ・ ホスト企業を募集するにあたっての募集要件の作成等。
- ・ 応募者のなかから、ホスト企業を選定（5者程度）するにあたっての審査やヒアリング等
- ・ 本事業においては、自社における業務効率化を主眼とした課題ではなく、他社と連携した新たな事業やビジネスモデルの創出に係る課題を主な対象とする。

※ホスト企業

本事業により新たなビジネスモデルの創出やデジタル技術の活用による地域課題解決等に取り組む県内企業。以下同じ。

ウ. ホスト企業の課題のブラッシュアップ

- ・ イ. により選定されたホスト企業に対してヒアリング（オンラインを含む。）を実施し、新たな事業創出等につながるようにホスト企業が抱える課題をより具体的にブラッシュアップとともにホスト企業のニーズに応じたパートナー企業

(※) を募集するに当たり、設定する条件や内容（ホスト企業が提供するリソース、求める提案等）の作成

※パートナー企業

ホスト企業に対して、ビジネスプランを提案し、マッチングの相手方となる企業。以下同じ。

エ. パートナー企業の公募・選定

- ・ウ. により作成した条件や内容に基づき、パートナー企業を、県内外から効果的な手段により公募
- ・応募者の中からパートナー企業を選定（ホスト企業1者に対し、原則パートナー企業1者）するにあたっての審査やヒアリング等

オ. 伴走支援

- ・ホスト企業とパートナー企業が、エ. の提案内容を基にビジネスプラン等を確立するとともに、実証実験の実施や、サービスインを図るなど社会実装をめざすにあたり、協議の場の設定や協議への参加、ビジネスとして実現するための資金計画を含めたアドバイス、進捗状況の確認などの伴走支援

カ. 成果発表会の企画・運営

- ・オ. でホスト企業とパートナー企業が連携して取り組んだ成果の発表会の企画及び、発表会の開催・運営。なお、成果発表会については、県内の会場で、聴講者（100名程度）を集める形で開催することを基本とする。

キ. ホスト企業やパートナー企業になりうる事業者へのプロモーション等の情報発信

- ・ホームページやターゲット広告、チラシ等各種媒体を活用し、ホスト企業やパートナー企業になりうる事業者等に対して本事業を効果的に情報発信すること。

ク. 事業の実施体制の確保

- ・委託期間のすべての期間において、円滑な事業の遂行のため、県との連絡調整や事業の進捗管理等を行う総括責任者や担当者の配置

(4) 全体のスケジュール（想定）

令和4年4月	受託者決定
5月	ホスト企業募集開始
6月	ホスト企業決定
	課題のブラッシュアップ
8月	パートナー企業募集開始
10月	ホスト企業とパートナー企業とのマッチング
11月	事業共創開始
令和5年2～3月	成果報告会開催
3月	成果報告書の提出とりまとめ・終了評価 実績報告書の提出

(5) 全体の共通事項

全体を通して、以下に定める事項に留意すること

- ・感染状況に応じて、Web会議システム等を活用するなど、事業の推進にあたって新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じること。

3 完成報告書等の成果品作成と納入

受注者は、上記（3）による事業全体の内容に関する実施記録（当日の様子を撮影した写真等の記録を含む）、参加者名簿、アンケート結果、本事業を踏まえた今後の展開に関する所見、その他三重県が指示したものを報告書として作成し、これを三重県に納入すること。納入は履行期限までに行うこととし、納入する部数は下記のとおりとする。

【納入品】

- ・報告書（紙媒体）：3部
- ・電子データ：1部（Word、Excel等で作成し、CD-R等で納品すること）

4 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。また、履行確認は、委託業務完了後において別途指示する日時において実施する。

5 委託料の支払方法及び時期

委託料の支払いは、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとする。

6 変更に関する協議

契約業務の内容及び金額、履行期限等に変更が生じた場合は、委託者と受注者との間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

7 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

8 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

9 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ① 断固として不当介入を拒否すること。
- ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ③ 発注所属に報告すること。
- ④ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議

を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

10 障がい理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

11 その他

- (1) 報告書をはじめとする成果物の著作権は、三重県に帰属するものとする。
- (2) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (3) 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、委託を受けた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用したりしてはならない。再委託を行う場合は、再委託事業者についても同様とする。

なお、三重県個人情報保護条例第53条及び第54条、第56条により、委託を受けた業務に従事している者等に対する罰則規定が設けられているので注意されたい。

- (4) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受注者が協議のうえ実施するものとする。